|  |
| --- |
| 別記様式第１号の２の２の２の２（第4条の2、第51条の11の3関係）□防火□防災統括　　　　　管理者選任（解任）届出書 |
| 　年　　月　　日春日井市消防長　殿　管理権原者住　所 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は、名称及び代表者氏名）電話番号 　　　　　□防火□防災　下記のとおり、統括　　　　　管理者を選任（解任）したので届け出ます。記 |
| 建築物その他の工作物又は防火対象物 | 所在地 | 　 |
| 名称 | 電話（　　） |
| 用途 |  | 令別表第１ | （ 　　 ）項  |
| 種別 | □　甲　種　□　乙　種 | 収容人員 | 　 |
| 統括防火・防災管理者 | 選任 | 氏名（フリガナ） | 　 |
| 住所 |   |
| 選任年月日 | 　　 　　年　　　　月　　　　日 |
| 資格 | 講　習 | 種　別 | □防火管理（□甲種　□乙種） | □　防災管理 |
| 講習機関 |  |  |
| 修了年月日 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| そ の 他 | □令第３条第１項第（　）号（　） | □令第47条第１項第（　）号 |
| □規則第２条第（　）号 | □規則第51条の５第（　）号 |
| 解　任 | 氏　　　　　　　名 |   |
| 解任年月日 | 　　　　年　　　　月　　　日 |
| 解任理由 |  |
| その他必要事項 | 　 |
| 受　　付　　欄※ | 経過欄※ |
|  |  |
| 備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。　　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。　　　３　統括防火・防災管理者の資格を証する書面を添付すること。４　※印の欄は、記入しないこと。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別添１　統括防火管理者の資格を有する者であるための要件の確認**統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について**＊　　　　　　　　　　ビルの「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者に付与する権限等については、下記のとおりです。記１ 必要な権限の付与（消防法施行規則第３条の３第１項第１号）管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されていること。⑴　防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限⑵　防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限⑶　防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限⑷　その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限２ 防火管理上必要な業務（消防法施行規則第３条の３第１項第２号）管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けていること。⑴　防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。⑵　防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。⑶　防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。⑷　その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。３ 防火管理上必要な事項（消防法施行規則第３条の３第１項第３号）管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けていること。⑴　防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。⑵　火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。⑶　火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。⑷　その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項【根拠条文】統括防火管理者の資格･･･消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第４条統括防火管理者の要件･･･消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第３条の３別添２　統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件の確認**統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について**＊　　　　　　　　　　　ビルの「防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防火防災管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火・防災管理者 に付与する権限等については、下記のとおりです。記１ 必要な権限の付与（消防法施行規則第３条の３第１項第１号 第５１条の１１第１項第１号）管理権原者から統括防火・防災管理者に「全体についての必要な業務等を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されていること。⑴　防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限⑵　防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限⑶　建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関する権限⑷　防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限⑸ その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限２ 防火防災管理上必要な業務（消防法施行規則第３条の３第１項第２号 第５１条の１１第１項第２号）管理権原者から、「全体についての防火防災管理上必要な業務等」について、次の内容について説明を受けていること。⑴　防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。⑵　防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。⑶　建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施に関すること。⑷　防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。⑸　その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること。３ 防火防災管理上必要な事項（消防法施行規則第３条の３第１項第３号 第５１条の１１第１項第３号）管理権原者から、「全体についての防火防災管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。⑴　対象物及び建築物その他の工作物の全体についての避難の訓練の実施状況に関すること。⑵　火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。⑶　地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。⑷　地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該建築物その他の工作物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。【根拠条文】統括防火管理者の資格･･･消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第４条統括防災管理者の資格･･･消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第４８条の２統括防火管理者の要件･･･消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第３条の３統括防災管理者の要件･･･消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第５１条の１１

|  |
| --- |
| 管理権原者一覧表 |
|  | 番　号 | 管理権原者の住所・氏名 |
|  | １ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | ２ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | ３ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | ４ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | ５ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | ６ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | ７ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | ８ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | ９ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | １０ | 住所　会社名等職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

 |